

## 添付書類一覧表（マイナンバーあり）

- ①マイナンバーを「被扶養者異動届」に記載、または「被扶養者異動届」と「個人番号（マイナンバー）届」を同時にご提出いただく場合に、この一覧表をご確認ください。被扶養者異動届と一緒に、下記一覧表より該当する添付書類のご提出が必要です。
- ②「被扶養者異動届」にマイナンバーが未記載、及び「個人番号（マイナンバー）届」が後日のご提出となる場合は、【添付書類一覧表（マイナンバーなし）】をご確認ください。
- ③A～Eのうち、該当するところをすべてご確認いただき、対象の添付書類をご用意ください。（※項目に該当しない場合は添付不要です）
- ④書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の記名がされた**日本語の翻訳文**をご添付ください。
- ⑤添付いただく公的書類は、被扶養者異動届の提出日から、**原則として3か月以内に発行されたもの**をご提出ください。
- ⑥**添付書類はコピーをご提出ください。**ご添付いただいた書類は原則返却できません。

### A.共通

被扶養者の状況	必要な添付書類（マイナンバーあり）	
<b>被扶養者全員（ただし、大学生以下の子は 不要）</b> <small>※「大学生以下」とは、夜間・通信制を除く大学生・専門学生・短大生・高校生、中学生、小学生、未就学児をいいます。なお大学院生は「大学生以下」には含まれません。</small>	<b>被扶養者現況表</b>	
別居の場合	送金証明+被扶養者申請に係る申立書（別居用）+認定対象者と同居する家族の所得証明書（大学生以下を除く）+別居先の住民票（世帯全員が記載のもの） <small>※別冊「被扶養者の手続き」p.8～9をご確認ください。</small>	
自営業・個人事業主・不動産・配当所得等（給与・年金以外の収入がある場合）	確定申告書（直近2年分）+所得税青色申告決算書（損益計算書）（直近2年分） <small>※別冊「被扶養者の手続き」p.12をご確認ください。</small>	
契約変更による収入低下	雇用条件証明書（※TJKホームページよりダウンロード） <small>※契約の適用開始日が確認できる契約書でも可</small>	
自営業を廃業した場合	廃業届 または 被扶養者申請にかかる申立書（自営業者用）+確定申告書（直近1年分）	
同居により扶養を開始した場合	同居の確認ができる世帯全員の住民票	
日本国籍を有しない来日した家族を申請する場合	在留カード または 住民票（在留資格記載） <small>※在留資格が「特定活動」である場合は、「指定書」を追加でご添付ください。                      ※別冊「被扶養者の手続き」p.7をご確認ください。</small>	
被保険者と苗字が異なる場合	被保険者との続柄が確認出来る書類（戸籍謄本、住民票 等）	
海外へ居住している （例外事由に該当している） ※非該当の場合は認定不可	①外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書 等
	②外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書 等
	③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で、一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書 等
	④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類 等
	⑤①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※TJKにて個別に判断
扶養者の変更 （※夫婦共同扶養の場合は「他の家族」を「配偶者」と読み替える）	①被保険者（本人）の契約変更により扶養者を変更する場合	被保険者（本人）の雇用条件証明書（※TJKホームページよりダウンロード） + 他の家族の収入確認書類（源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書 等）
	②他の家族の契約変更により扶養者を変更する場合	他の家族の雇用条件証明書（※TJKホームページよりダウンロード） <small>※被保険者（本人）の収入確認書類は不要です。</small>
	③他の家族の退職により扶養者を変更する場合	他の家族の退職確認書類（離職票1・2、退職派遣登録抹消証明書 等）

### B.子のみ

被扶養者の状況	必要な添付書類（マイナンバーあり）	
出生したときに申請する場合	被保険者（本人）が休業中（産休・育休中） ① <b>または</b> 被保険者（本人）の標準報酬月額が15万円 <b>未満</b>	配偶者の収入確認書類（源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書 等） <small>※配偶者がいない場合には世帯全員の住民票</small>
	被保険者（本人）が休業中（産休・育休中） <b>ではない</b> ② <b>かつ</b> 被保険者（本人）の標準報酬月額が15万円 <b>以上</b>	※配偶者の収入確認書類や世帯全員の住民票の添付は不要です。
被保険者が資格を取得したときなどに申請する場合 （上記「出生」以外の場合）	①被保険者の標準報酬月額が15万円 <b>未満</b>	配偶者の収入確認書類（源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書 等） <small>※配偶者がいない場合には世帯全員の住民票</small>
	②被保険者の標準報酬月額が15万円 <b>以上</b>	※配偶者の収入確認書類や世帯全員の住民票の添付は不要です。
配偶者の連れ子である場合	住民票+配偶者の収入確認書類（源泉徴収票、所得証明書、雇用条件証明書、確定申告書 等） <small>※配偶者が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。</small>	

### C.父または母

被扶養者の状況	必要な添付書類（マイナンバーあり）
父または母の申請時、もう一方が健在の場合	扶養申請しない父または母の所得証明書 <small>※父母の一方が別居して生計関係がない場合は添付不要です。                      ※父母の一方が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。</small>

### D.兄弟姉妹、孫、伯父母、叔父母、甥、姪、義父母

被扶養者の状況	必要な添付書類（マイナンバーあり）
対象者の父母が健在の場合	父母の所得証明書 <small>※対象者と別居して生計関係がない場合は添付不要です。                      ※対象者の父母が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。</small>
対象者の配偶者が健在の場合	配偶者の所得証明書 <small>※対象者と別居して生計関係がない場合は添付不要です。                      ※対象者の配偶者が既に被保険者の被扶養者となっている場合は添付不要です。</small>

### E.その他

被扶養者の状況	必要な添付書類（マイナンバーあり）
内縁関係である場合	世帯が一緒の住民票+夫婦それぞれの戸籍謄本 <small>※住民票の続柄が「未届の妻」「未届の夫」の場合、戸籍謄本は不要</small>
対象者が、配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹以外の場合	同居の確認ができる世帯全員の住民票（続柄記載されているもの）

※雇用条件証明書（当組合指定用紙）は、雇用条件証明書の内容が網羅されていれば勤務先が発行した雇用契約書でも可

※夫婦共同扶養については、別冊「被扶養者の手続き」p.6をご確認ください。